

中央区家庭的保育事業等 条例適合チェックリスト

資料1-5

施設名	キッズラボ水天宮前園
運営会社	キッズラボ株式会社
開設年月日	平成28年4月1日

中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 … 条例

		根拠	区確認欄	備考
1	利用乳幼児の人権に十分な配慮があるか。	条例第5条第1項	○	
2	地域との交流及び連携を図り、保護者及び地域に対し、運営内容を適切に説明するよう努めているか。	条例第5条第2項	○	
3	採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に配慮はあるか。	条例第5条第6項	○	
4	日常の保育に対する支援及び3歳以降の継続的な保育のために、連携園を確保しているか。	条例第6条	○	
5	消火器の設置や、非常口の2か所2方向、避難経路の2方向は確保されているか。	条例第7条	○	
6	職員の資質向上のため、研修の機会は確保されているか。	条例第9条第2項	○	
7	利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じているか。	条例第14条第1項	○	
8	必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うことができるか。	条例第14条第3項	○	
9	利用乳幼児へ提供する食事は自園調理によるものか。また、献立、調理方法は利用乳幼児に配慮されたものか。	条例第15条	○	
10	以下の重要事項を盛り込んだ運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 七 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	条例第18条	○	
11	職員は業務上知り得た秘密を在職中はもとより、退職後も漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	条例第20条	○	
12	保護者等からの苦情を受け付ける窓口を設置する等、苦情を迅速に解決するために必要な措置を講じなければならない。	条例第21条	○	
13	保育時間は1日8時間以上であるか。	条例第24条	○	
14	保育所保育指針に従った保育を提供することができるか。	条例第25条	○	
15	常に保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解・協力を得るよう努めていくことができるか。	条例第26条	○	
16	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けているか。	条例第28条第1項、第4項	○	

中央区家庭的保育事業等 条例適合チェックリスト

資料1-5

施設名	キッズラボ水天宮前園
運営会社	キッズラボ株式会社
開設年月日	平成28年4月1日

中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 … 条例

		根拠	区確認欄	備考
17	<p>乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室及び屋外遊戯場の面積基準は満たしているか。</p> <p>【基準】                      乳児室、ほふく室 乳児1名あたり3.3㎡                      保育室、遊戯室 幼児1名あたり1.98㎡                      屋外遊戯場 幼児1名あたり3.3㎡</p>	条例第28条第2項、第5項	○	
18	<p>保育士、嘱託医及び調理員について、基準を超える配置を行っているか。</p> <p>【基準】                      保育士                      乳児 おおむね3名につき1名                      幼児 おおむね6名につき1名                      これらのほか保育士1名を加える。</p> <p>調理員、嘱託医 各1名</p>	条例第29条第1項、第2項	○	